

南相馬市行政嘱託員設置に関する条例等の一部改正 について

(港行政区を北海老、南海老及び北屋形行政区に再編)

1 現状

港行政区については東日本大震災により被災し、震災前 37 世帯あったが、現在は 36 世帯が移転又は移転を予定しており、残りは 1 世帯のみとなっている。この 1 世帯についても現在避難中である。

港行政区区域のほとんどが災害危険区域に指定されており、移転等により行政区の存続が不可能になったため、港行政区では行政区の解散を決定している。

2 関係行政区との協議経過

港行政区が解散することにより、行政区のエリアが空白となることから、港行政区と隣接する行政区（北海老・南海老・北屋形）の区長等と懇談・協議した。

(隣接する関係行政区との協議)

日時	場所	内容	備考
8月6日	区役所	<p>【港行政区の意向について】</p> <p>港行政区の存続は困難。行政区としては解散を決定。</p> <p>【港行政区エリアの対応について】</p> <p>北海老行政区だけでは、対応は難しい。分割し、隣接3行政区（北海老・南海老・北屋形）に分け再編を検討。</p> <p>当該地区は、圃場整備計画中である圃場整備後の道路で再編を検討。</p>	港・北海老・南海老・北屋形行政区の各区長
8月27日	区役所	<p>【港行政区の意向について】</p> <p>港行政区の解散について了承。</p> <p>【港行政区エリアの編入について】</p> <p>港行政区のエリアを隣接3行政区（北海老・南海老・北屋形）に分け、圃場整備後の道路で分けし再編することで了承を得た。</p> <p>【各行政区での協議について】</p> <p>区域の編入については、各行政区での総意が必要。各行政区で臨時総会等で諮る。</p> <p>【各行政区の再編時期について】</p> <p>平成28年4月1日を目途とする。</p>	港・北海老・南海老・北屋形行政区の各区長・区長代理

9月26日	北海老公会堂	【港行政区の再編について審議】 北海老行政区大字会で、編入を了承。	北海老行政区
9月26日	北屋形公会堂	【港行政区の再編について審議】 北屋形行政区大字会で、編入を了承。	北屋形行政区
10月16日	南海老公会堂	【港行政区の再編について審議】 南海老行政区大字会で、編入を了承。	南海老行政区

3 改正の理由及び概要

当該行政区においては行政区の存続が困難であり、地域自治の推進のため可能な限り地域の要望に沿った自治組織とすべく改正を行うものである。

再編に伴う条例等の概要は下記のとおりです。

- ① 南相馬市行政嘱託員設置に関する条例の一部改正 … 資料2
- ② 南相馬市消防団の組織等に関する規則の一部改正 … 資料3
- ③ 南相馬市まちづくり委員会支援事業実施要項の一部改正…資料4

4 港行政区エリアの再編による区域図 別添資料のとおり

5 施行日

周知期間等に一定の期間を要することから、平成28年4月1日から施行する。

南相馬市条例第 号

南相馬市行政嘱託員設置に関する条例の一部を改正する条例

南相馬市行政嘱託員設置に関する条例（平成18年南相馬市条例第17号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
鹿島区		鹿島区	
行政 区名	区域	行政 区名	区域
	【略】		【略】
北海 老	北海老字北之内、北ノ内、大畑、六角、反畑、林崎、町尻、神明前、松坂、鍛冶内、堂ヶ迫、山田、荒屋、大森、房迫、水神、大迫、北畑、入ッ田、西庭、玉貫、 <u>姥懐の一部</u> 、鳥バミ、 <u>迫田</u> 、 <u>明神前</u> 、 <u>釜舟戸の一部</u> 、 <u>乙姥懐の一部</u> 、 <u>糠塚の一部</u> 、 <u>港口</u> 、 <u>釜舟戸西の一部</u> 、 <u>釜舟戸東</u> 、 <u>東浦尻の一部</u> 、 <u>浦尻の一部</u> 、 <u>中谷地の一部</u> 及び <u>南屋形の一部</u>	北海 老	北海老字北之内、北ノ内、大畑、六角、反畑、林崎、町尻、神明前、松坂、鍛冶内、堂ヶ迫、山田、荒屋、大森、房迫、水神、大迫、北畑、入ッ田、西庭、玉貫、 <u>姥懐</u> 、 <u>鳥バミ</u> 、 <u>迫田</u> 及び <u>南屋形の一部</u>
南海 老	南海老、北海老字大森、釜舟戸西の一部、糠塚の一部、釜舟戸の一部、中谷地の一部、釜舟戸堤内、浦尻の一部、東浦尻の一部、鳥喰、磯ノ上、中堤及び堂ヶ迫の一部	南海 老	南海老及び北海老の一部
北屋 形	北屋形、北海老字姥懐の一部、釜舟戸北及び乙姥懐の一部	港	北海老字明神前、姥懐、釜舟戸、糠塚、乙姥懐、港口、釜舟戸西及び釜舟戸東
	【略】	北屋 形	北屋形
			【略】

南相馬市規則第 号

南相馬市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

南相馬市消防団の組織等に関する規則（平成18年南相馬市規則第131号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄にのみ下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係） 区団の構成及び区域			別表第1（第2条関係） 区団の構成及び区域		
区団名	分団名	区域	区団名	分団名	区域
【略】			【略】		
鹿島区団	【略】	南屋形、北海老、南海老、北屋形、南柚木、永田及び永渡の区域	鹿島区団	【略】	南屋形、北海老、南海老、 <u>港</u> 、北屋形、南柚木、永田及び永渡の区域
	第3分団			第3分団	
【略】			【略】		

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

南相馬市告示第 号

南相馬市まちづくり委員会支援事業実施要綱の一部を改正する告示

南相馬市まちづくり委員会支援事業実施要綱（平成19年南相馬市告示第61号）の一部を次のように改正する。

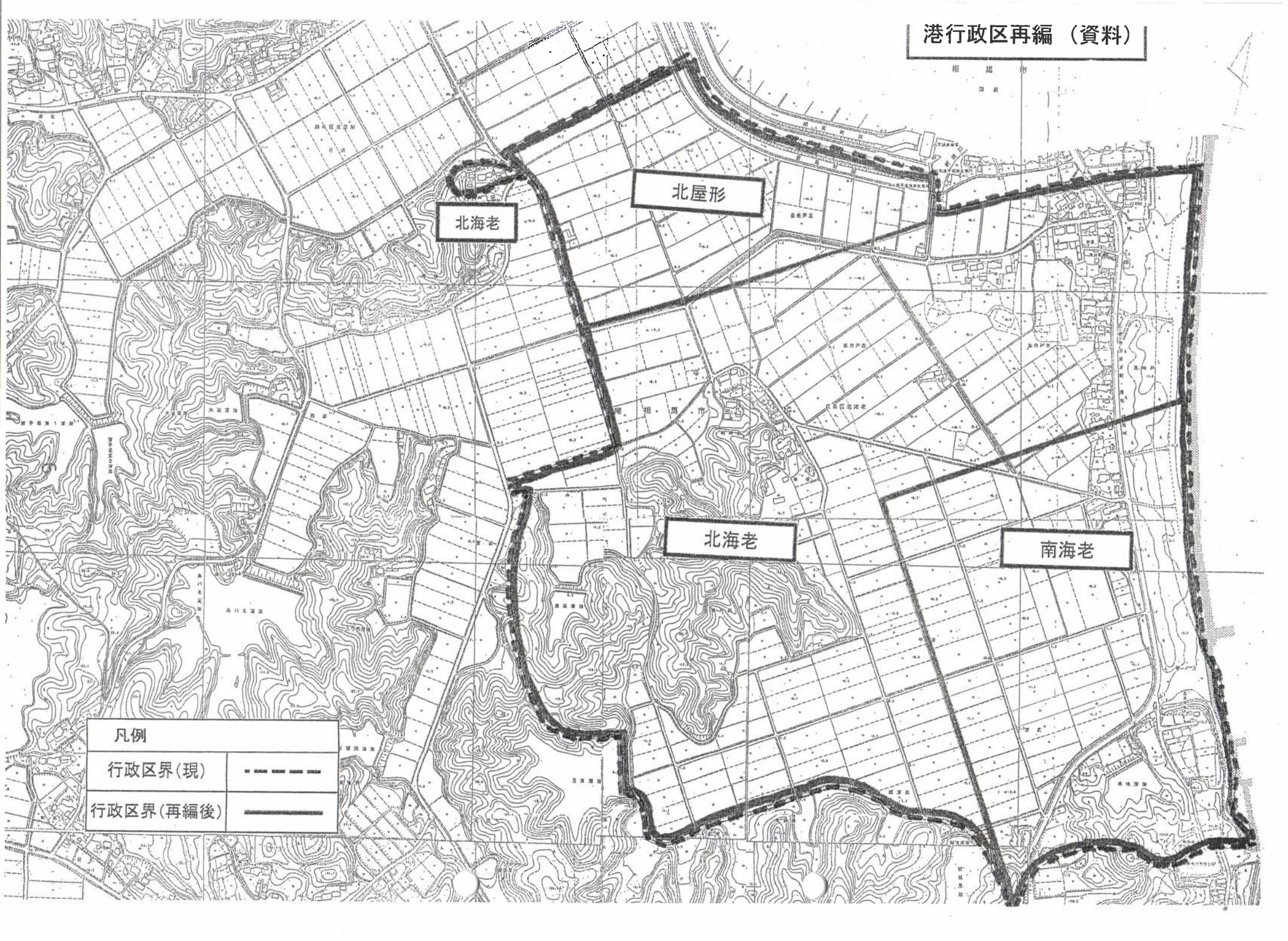
- (1) 次の表中、改正後の欄にのみ下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後			改正前		
別表第1（第3条関係） 委員会の区域			別表第1（第3条関係） 委員会の区域		
自治区	地区名	包括する行政区	自治区	地区名	包括する行政区
【略】			【略】		
鹿島区	【略】		鹿島区	【略】	
	八沢地区	南屋形、北海老、南海老、北屋形、南袖木、永田、永渡		八沢地区	南屋形、北海老、南海老、港、北屋形、南袖木、永田、永渡、
	【略】			【略】	

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

港行政区再編 (資料)



北海老

北屋形

北海老

南海老

凡例	
行政区界(現)	-----
行政区界(再編後)	—————